

## 〔参考2〕

### 岩手県地域包括ケア基盤確立アドバイザー派遣事業事務フローについて

- ① 財団は、年度当初に市町村及び地域包括支援センターに対して、事業実施の意向を確認する。
- ② 市町村等は、当該年度中の事業実施について検討のうえ、意向確認書により財団に報告する。
- ③ 市町村等は、事業実施の検討を行う際に、随時、財団に相談して実施を申し出ることができる。
- ④ 財団は、事業実施の意向のある市町村等に必要に応じてヒアリングを実施する。
- ⑤ 財団は、事業実施の意向のある市町村等に事業の趣旨をまとめた企画書の作成と提出を依頼する。
- ⑥a 市町村等は、企画書を財団に提出する。
- ⑥b 財団は、企画書をもとにアドバイザーと日程等を調整する。

なお、アドバイザーに市町村の課題や目標等を示し、助言内容についてアドバイザーと共有する。
- ⑥c 市町村等は、派遣実施の2週間前までに、財団に派遣依頼書を提出する。
- ⑦a 財団は、依頼に基づき派遣を決定し、市町村等に通知する。
- ⑦b 併せて、アドバイザーへ市町村等への派遣を依頼する。
- ⑧ 1回目のアドバイザー派遣(財団同行)

※ アドバイザー派遣の内容は、担当職員への助言のほか、フォーラムでの講演、研修会や勉強会での講義、会議等の場でのファシリテーターなど幅広い活動を対象とする。
- ⑨ アドバイザーはアドバイス報告書を、市町村等は対応報告書を財団に提出する。(派遣後2週間を目途)
- ⑩ 市町村等は、アドバイスに基づく対応を実践する。

※ 実践期間はアドバイザーの助言に基づき適宜定める。また、市町村等はアドバイザーと次回派遣日程等を調整し、決定後に財団に派遣依頼書を提出する。
- ⑪ 2回目のアドバイザー派遣(必要に応じて財団同行)
- ⑫ アドバイザーはアドバイス報告書を、市町村等は対応報告書を財団に提出する。(派遣後2週間を目途)
- ⑬ 市町村等は、アドバイスに基づく対応を実践する。
- ⑭ 市町村等の対応状況により追加派遣を行う。(基本的な派遣回数は2~3回とするが、追加派遣も可)

なお、派遣は当該年度の2月末日までを目途とする。